

ひきこもり 業者に連れ出され

強制入院 病院に「違法」

東京地裁判決

ひきこもり支援をうたう業者に無理やり連れ出され、強制的に50日間入院させられた30代男性が、入院先の成仁病院(東京都足立区)の運営法人に550万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が16日、東京地裁(大嶋洋志裁判長)であった。判決は「入院は法定要件を満たしておらず違法」などとして、病院側に308万円の支払いを命じた。

「急性・過性精神病性障害」と診断され、母親の同意のもと、6月29日まで50日間、医療保護入院とされた。3日間は身体を拘束されておむつをはかされた。判決は電子カルテの記録などをもとに、医療保護入院の要否を判断できる精神保健指定医ではない医師が入院のための診察をしており、違法だと認定した。

診察時の男性の状態についても「精神障害があったとは認められない」と指摘。病院側は「病的な興奮と判断した」と主張したが、判決はカルテに具体的な記載がないことなどから信用できないと退け、「仮に興奮が見られたとしても、説明なく精神科病院に連れてこられた男性が驚いたのは想像に難くない」と述べた。違法な入院措置の後に行われた拘束なども違法だと判断した。また、病院側がクリアンサーに男性の状態などを報告していた点も「承諾なく医療情報を提供し、プライバシー権を侵害した」と違法性を認定した。病院側は控訴する方針を示した。(田中恭太)

「危うい制度」

「完全に別の世界に送り込まれてしまったような感じだった」。原告の男性は判決後の会見で入院中を振り返った。弁護士によると、ひきこもりの「引き出し業者」の問題で、病院の賠償責任を認めた例は他に

把握していないという。日本の障害者の強制入院制度をめぐっては、国連の委員会が9月、差別だとし、廃止を勧告した。宇都宮健児弁護士は「判決は、障害者でない人が長期拘束される危うい制度だと断罪したとも言える」と指摘した。